

山口県人権推進指針

(改定素案)

令和6年(2024年)7月

山口県

目次

第1 指針の趣旨と性格	1
1 指針の趣旨	1
2 指針の性格	1
第2 人権をめぐる状況と課題	2
1 国連の取組	2
2 国内の動向	2
3 本県の取組	3
4 人権課題等の状況	4
第3 指針の基本理念、キーワード	5
1 基本理念	5
2 キーワード	5
第4 施策の推進	6
1 人権を尊重した行政の推進	6
2 人権教育及び人権啓発の推進	6
3 相談・支援体制の充実	8
4 分野別施策の推進	8
第5 推進体制	9
1 それぞれの取組	9
2 推進体制	10
本編資料「分野別施策の推進」	11
○男女共同参画に関する問題	12
○子どもの問題	14
○高齢者問題	17
○障害者問題	19
○同和問題	21
○外国人問題	23
○罪や非行を犯した人の問題	25
○犯罪被害者とその家族の問題	26
○環境問題	28
○インターネットにおける問題	29
○プライバシーの保護	30
○拉致問題	31
○インフォームド・コンセントの推進	31
○感染症の問題	32
○ハンセン病問題	33
○性の多様性に関する問題	34

第 1 指針の趣旨と性格

1 指針の趣旨

我が国においては、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義を基本原理とする日本国憲法（昭和22年（1947年）5月3日施行）のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備が推進されています。

しかし、国の人権擁護推進審議会の答申（平成11年（1999年）7月）において、「国内外から、国の諸制度や諸施策そのものの在り方に対する人権の視点からの批判的意見も含めて、公権力と国民との関係や国民相互の関係において、様々な人権問題が存在すると指摘されている。」とあるように、私たちの身の回りには、様々な人権問題が幅広く存在しています。また、少子・高齢化や情報化の進展などによる社会の変化により、新たな課題も発生しています。

県では、このような状況を踏まえ、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、より一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために、「山口県人権推進指針」（以下「指針」という。）を平成14年（2002年）3月に策定しました。

2 指針の性格

この指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示す基本指針とし、「やまぐち未来維新プラン」に基づく施策の推進に当たって、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととし、次のような役割をもちます。

- (1) 県は、県民の人権を尊重した行政を推進するとともに、広範にわたる人権諸施策を総合的、計画的に推進するための指針とします。
- (2) 市町に対しては、この指針を踏まえ、県との密接な連携を図りながら、各市町の実情に応じた施策推進の方向性を明示され、住民に密着した積極的な取組が実施されることを期待します。
- (3) 県民、民間団体、企業等に対しては、この指針の趣旨を踏まえ、それぞれが主体者としての認識のもとに、自主的な活動が展開されることを期待します。

第2 人権をめぐる状況と課題

1 国連の取組

20世紀前半の二つの大戦の教訓から、昭和20年（1945年）に、人類共通の課題としての世界平和を実現するため、国際連合が創設されました。

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日、第3回総会で「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と人権の尊重を謳った「世界人権宣言」を採択し、人権の国際基準を示しました。

その後、世界人権宣言を実効あるものとするために、「人種差別撤廃条約」や「国際人権規約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など多数の人権に関する条約の採択をはじめ、各種の宣言や国際年の設定など人権尊重に向けて国際的な取組を続けてきました。

平成23年（2011年）には、企業と人権に関する国際的枠組みとなる「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、また、平成27年（2015年）9月には、すべての人々の人権が尊重される世界などをめざす「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。

2 国内の動向

我が国においても、日本国憲法の基本的人権の保障を具体化するため、法制度の整備など、様々な取組が行われてきました。

平成8年（1996年）12月には、様々な人権問題を踏まえ、今後の人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備することにより、人権の擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が制定され、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、人権擁護に関する審議が行われ、二つの答申が提出されました。一つは、平成11年（1999年）7月の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申であり、一つは、平成13年（2001年）5月の「人権救済制度の在り方について」の答申です。

また、平成12年（2000年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・人権啓発推進法」という。）が制定され、人権教育及び人権啓発の推進は国の責務と規定され、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。さらに、平成14年（2002年）3月には、本法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

その後も、様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、個別の人権関連法の整備が行われています。

また、平成28年（2016年）12月には、SDGsの達成に向けた具体的な取組を進めるため、「持続可能な開発目標実施指針」が、令和2年（2020年）10月には、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

3 本県の取組

県では、これまでも、個別ごとの人権課題に対して、国や市町、関係団体等と連携しながら、その解決のために取り組んできました。また、ノーマライゼーションの理念に基づいた施策の推進など、県民の人権を尊重するという視点に基づき諸施策を進めてきました。

しかし、一方では、様々な人権問題が幅広く存在していることから、人権教育・人権啓発の積極的な推進や、あらゆる行政分野において、人権の尊重を基礎とした行政の取組が求められるようになってきました。

このため、平成12年（2000年）には、人権施策の総合的な推進を目的とした庁内組織である「山口県人権施策推進連絡会議」を設置し、人権に関する庁内の関係部局間の連携を図ってきました。

また、同年、県が行う人権施策の基本理念及び県が取り組むべき人権課題、施策の推進等に関する「山口県人権推進指針」の策定に向け、学識経験者、関係団体の代表者、行政機関の代表者等で構成する「山口県人権施策推進協議会」を設置しました。

県では、本協議会における協議内容等を踏まえ、平成14年（2002年）3月、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、幅広い人権課題への対応や、人権尊重を踏まえた行政を推進するため、「山口県人権推進指針」を策定しました。

指針は、人権施策推進に関し、総合的な施策推進の方向性や個別の方策等を示すものであり、県では、策定後、人権教育・人権啓発及び個別の人権諸施策を、本指針の基本理念に基づき総合的に取り組んできました。

また、平成18年（2006年）4月には、人権に係る施策の推進に必要な事項についての調査及び審議を目的とする「山口県人権施策推進審議会」を設置しました。

県では、本審議会における審議内容等も踏まえ、平成19年（2007年）6月に、指針の「分野別施策の推進」の改定を行いました。

さらに、人権諸施策の推進等の参考に資するため、平成20年（2008年）9月に「人権に関する県民意識調査」を実施し、その調査結果や審議会における審議内容等を踏まえ、平成24年（2012年）3月に「山口県人権推進指針」を改定しました。

また、新たな人権関連法の整備など、社会情勢の変化を踏まえ、令和元年（2019年）7月に「人権に関する県民意識調査」を再度実施したところであり、今後とも、必要に応じ、調査を実施することとしています。

4 人権課題等の状況

(1) 概況

私たちの身近には、家庭における子どもへの虐待、学校におけるいじめや体罰、障害者や外国人に対する差別など、様々な人権問題が幅広く存在しています。

本県においては、県民の人権に対する関心が高まり、理解も深まってきておりますが、今日の社会においては、差別問題だけではなく、政治的要因、経済的要因、あるいは社会的要因などにより、基本的人権の享有が阻害されるという問題なども含めて、次のような分野の問題などにおいて人権課題が見受けられます。

「男女共同参画に関する問題」「子どもの問題」「高齢者問題」「障害者問題」

「同和問題」「外国人問題」「罪や非行を犯した人の問題」

「犯罪被害者と家族の問題」「環境問題（環境保全・大災害・公害）」

「インターネットにおける問題」「プライバシーの保護」「拉致問題」

「インフォームド・コンセント」「感染症の問題」

「ハンセン病問題」「性の多様性に関する問題」

「ストーカーの問題」「自己決定権を巡る問題」「アイヌの人々」など

(2) 家庭、地域、職場、学校等における課題

基本的人権は、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場において尊重されなければならないものですが、それぞれの場において、次のような人権課題があります。

ア 家庭における課題

少子・高齢化、家族の小規模化や家族形態の多様化が進展する中、子どもや高齢者への虐待、家庭内での暴力などの問題が見られます。

イ 地域における課題

住民相互の連帯感や地域社会の相互扶助機能が低下する中、ノーマライゼーションの考えのもと、ハード面、ソフト面における環境の整備などが、引き続きの課題となっています。

ウ 職場における課題

障害者の法定雇用率の達成、男女の賃金や昇進等の格差の是正、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの課題があります。

エ 学校における課題

いじめや体罰の問題や基本的人権の意義、人権尊重の理念についての理解が十分でないことや人権教育の推進体制の充実、家庭・地域社会等との連携の強化などの課題があります。

オ 施設等における課題

高齢者、障害者が安心して快適な生活をするためには、各種施設のもつ役割は大きなものがありますが、施設入居者や利用者に対する身体拘束や心理的な虐待などの問題があります。

また、インフォームド・コンセントの推進など医療機関が患者の立場に立った積極的な情報提供を促進することが一層求められています。

第3 指針の基本理念、キーワード

1 基本理念

私たちの身の回りには、日本国憲法に定める自由権、平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権などに関わる様々な人権課題が幅広く存在しています。

この指針においては、すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかげがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

2 キーワード

この基本理念に基づいた様々な取組を進めるため、「じゅう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードとして諸施策を推進し、人権の世紀と言われている21世紀を共に生きる地域社会の実現をめざします。

じゅう（自由）

だれもが 人として大切にされ 自由に自分らしく生きることができる地域社会の実現をめざします

このため

県民一人ひとりが 自由にものごとを考え 自由の意義を理解し 自ら決定していくことが大切となります

びょうどう（平等）

だれもが 社会の一員として等しく参加・参画し 個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします

このため

県民一人ひとりが 平等に権利を有していることを理解し お互いの自由や生命を尊重する地域づくりに貢献することが大切となります

いのち（生命）

だれもが 尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします

このため

県民一人ひとりが かけがえのない生命を大切にし 安心して安全に暮らせる地域づくりに貢献することが大切となります

第4 施策の推進

「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、国及び市町等と連携しながら諸施策を総合的、計画的に推進します。

1 人権を尊重した行政の推進

県が行うすべての業務は、なんらかの意味で人権にかかわりがあり、人権と無関係の部署はありません。職員一人ひとりが県民の人権尊重に視点を置いた取組を行い、たえず問題意識をもって業務に当たる必要があります。

このため、県におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を積極的に推進します。

- (1) 県政の運営に当たっては、県民の人権を尊重するという視点に基づき、行政を推進します。
- (2) 人権尊重の視点に立つての業務の点検や見直し、情報公開の推進や個人情報の保護、申請・届出などに対する迅速な事務処理や公平な取り扱い、親切的な接遇など人権に配慮した取組を推進します。
- (3) 職員一人ひとりが、人権問題についての認識を高め、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚がもてるよう、職員研修を充実します。

また、保健、医療、福祉に携わる職員等が、患者や利用者の人権の重要性を認識し、人権意識の高揚が図れるよう、人権に関する研修を充実します。

2 人権教育及び人権啓発の推進

国の人権擁護推進審議会の人権教育・人権啓発に関する答申（平成11年（1999年）7月）においても、また、「人権教育・人権啓発推進法」（平成12年（2000年）12月）においても、人権教育と人権啓発の重要性が指摘され、地方公共団体に対して人権教育と人権啓発の積極的な推進が求められています。

県は、これまで様々な人権問題の正しい理解と人権尊重の理念を認識していくための教育と啓発を推進してきましたが、これまでの実績を踏まえ、家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場を通じて人権教育及び人権啓発を推進します。

(1) 人権教育の推進

すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざす上で、教育の果たす役割は重要です。そのため本県では、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、基本的人権が尊重されるよう人権教育を推進します。

推進にあたっては、県民一人ひとりが、基本的人権の意義や人権尊重の理念に対する認識を深めるとともに、個人の尊重や生命・自由・幸福追求の権利の尊重、法の下での平等といった、基本的人権尊重の様々な視点を身につけることができるよう取り組みます。また、個別の人権課題についても、基本的人権尊重の様々な視点から課題を捉え、理解を深めていくよう取り組みます。

ア 学校における取組

児童生徒の心身の成長の過程に即し、学校の教育活動を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的・計画的に推進します。

- ① 実効性のある校内推進体制や全体計画等の整備・充実及び学校と関係機関との連携を推進します。
- ② 児童生徒の自主的な取組を充実させるため、学校の課題や児童生徒の興味・関心を踏まえ、教職員の多様な研修機会を設定するとともに、指導資料の整備・充実に努めます。
- ③ 幼児・児童生徒が安心して、楽しく学ぶことのできる学習環境づくりや、互いの意見を尊重し協力して前向きに課題解決を図ろうとする集団づくりを推進します。

イ 地域社会における取組

地域社会における人権尊重の意識と自主的な取組の高まりをめざし、市町との連携を図りながら、職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努めます。

- ① 社会教育関係団体等の相互の連携に基づき、地域社会全体の自主的な取組が活性化するように支援します。
- ② 地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえた多様な学習機会を提供するとともに、自主的な取組の中核となる指導者の養成を図ります。

ウ 家庭教育への支援

家族のふれあいや親子の共同体験の機会の充実を図るなど、家庭教育への支援に努めます。

- ① 学校や社会教育関係団体等との連携を通して、保護者の学習機会の充実や情報提供に努めます。
- ② 家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実を図ります。

(2) 人権啓発の推進

県民一人ひとりが、基本的人権を尊重し、様々な人権問題に対し、正しい理解を深めるとともに、県民の人権意識の高揚を図るため、幅広い啓発活動を積極的に推進します。

ア 基本的人権を尊重するという普遍的な視点からの啓発活動を推進します。

- ① 様々な人権問題の啓発とあわせ総合的な人権啓発活動を計画的に推進します。
- ② テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどによる広報や啓発イベントの開催など、全県を対象とした人権啓発活動を推進します。
- ③ 「世界人権宣言」や「児童の権利に関する条約」など人権に関する国際諸条約の理念や内容の普及啓発を推進します。

イ 県民の自主的な人権学習の取組を促進するため、市町における実践力のある啓発指導者の養成を推進します。

また、指針の活用を促進するとともに、必要な情報の提供に努めます。

ウ 県民の理解と共感が得られる啓発内容や効果的な啓発手法を検討しながら人権啓発活動を進めます。

3 相談・支援体制の充実

相談は、適切な助言等を通じて、当事者による問題解決を促すなどそれ自体が有効な救済手法ですが、相談機関の専門性から、個別課題を中心とした対応になりがちで、相談機関相互の連携も必要となっています。

このため、県民の利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

(1) 相談体制の充実

ア 人権に関する様々な相談に的確に対応するため、各相談機関の業務について相談機関相互が理解し、連携が図られるよう努めます。また、県及び市町の人権に関する相談対応においては、相談内容を的確に把握し、他の窓口の紹介を含め、適切に対応するよう努めます。

イ 県及び市町の広報誌やホームページなど、様々な広報媒体を通じた相談機関等に関する基本情報の提供を進めます。

ウ 社会福祉施設等利用者に対する相談機能を充実します。

エ 相談員の資質の向上を図るため、研修の充実に努めます。

(2) 相談者等への支援の推進

ア 男女共同参画相談センターによる一時保護や自立支援、児童相談所の一時保護、成年後見制度の利用推進、障害者の就労支援などの取組については、関係機関等との緊密な連携の下、積極的に推進します。

また、その他の相談機関においても、相談者への支援体制の充実に努めます。

イ 平成13年（2001年）5月の人権擁護推進審議会答申に基づく人権救済制度創設に向けた国の動向を注視し、新たな人権救済機関との連携のあり方などについて検討します。

4 分野別施策の推進

※ 各分野の施策推進については、本編資料として、11頁以降に一括掲載しています。

第5 推進体制

1 それぞれの取組

この指針のめざす「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現のためには、県民、民間団体、企業においてもそれぞれ果たす役割があり、行政との理解と協力のもとに活動（協働）していく必要があります。

(1) 県民の取組

人権は、すべての人に等しく保障されたものです。したがって、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することが求められます。お互いを認め合う人権感覚を培うために、また、様々な人権問題を正しく理解するために、自主的な取組をしましょう。

(2) 地域社会の取組

様々な人権問題を地域で学びあうための活動など、自主的な取組をしましょう。

(3) 民間団体等の取組

人権に関する啓発活動や相談活動などの自主的な取組をしましょう。

(4) 企業の取組

公正な採用の促進、企業内研修の充実、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの根絶など企業内における人権尊重の確保や自主的・計画的な啓発活動の推進などの取組が求められます。

特に、企業内研修の実施に当たっては、内容や手法について、従業員の理解を得ることが求められます。また、地域において開催される研修会や学習会等への従業員の参加に配慮するなどの工夫した取組が求められます。

なお、国においては、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業への期待を表明しています。

(5) 市町の取組

住民にとって最も身近な自治体として、県との連携を図りながら、地域に密着したきめ細かい人権教育・人権啓発活動を実施するとともに、地域社会で行われる研修等の自主的な取組への支援などの推進が求められます。

また、人権施策推進の取組について、市民・町民の意見を反映するために、推進組織等の設置が求められます。

(6) 県の取組

県は、国や市町等と連携した積極的な人権教育・人権啓発活動の推進や、市町や民間団体等の自主的な取組への支援などを行うとともに、広域的な領域を担当するなどの役割を果たします。

また、山口地方法務局、県、山口県人権擁護委員連合会で構成する「山口県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び県内5地域に組織された「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を主要な啓発推進組織として位置づけ、国、県及び市町が密接に連携し、より効果的な啓発活動を実施します。

2 推進体制

(1) 県の実組体制

人権課題は広範囲に及んでいることから、この指針による取組を次の体制により進めます。

ア 「山口県人権施策推進審議会」の意見を聴きながら、人権に係る施策を総合的に推進します。

イ 庁内関係課（室）で構成する「山口県人権施策推進連絡会議」により、人権に係る諸施策を円滑に推進します。

(2) 自主的な取組への支援

県民や民間団体、企業などの自主的な取組を支援するため、県と市町が連携しながら、次の視点から条件整備の取組を進めます。

- ① 公民館等の公共施設における研修機能の充実
- ② 学習活動に活用できる教材や指導・助言体制の整備
- ③ 自主的な取組支援に関する情報提供

(3) 民間団体、企業、行政の連携・協力

人権が尊重される地域づくりを推進するため、民間団体、企業、行政がそれぞれ主体者としての認識のもと、相互に連携し、協力して取組を進めます。

分野別施策の推進

○男女共同参画に関する問題	12
○子どもの問題	14
○高齢者問題	17
○障害者問題	19
○同和問題	21
○外国人問題	23
○罪や非行を犯した人の問題	25
○犯罪被害者とその家族の問題	26
○環境問題	28
○インターネットにおける問題	29
○プライバシーの保護	30
○拉致問題	31
○インフォームド・コンセントの推進	31
○感染症の問題	32
○ハンセン病問題	33
○性の多様性に関する問題	34

男女共同参画に関する問題

1 現状と課題

昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機として、世界的規模で女性の地位向上を図るための取組が進められました。我が国においても「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、さらには「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、法制面での整備が行われてきました。

本県においては、平成12年（2000年）に「山口県男女共同参画推進条例」を施行するとともに、国の基本法及びこの条例に基づき「男女共同参画基本計画」（平成14年（2002年）策定、以後4回改定）を策定し、県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の推進に取り組んできました。

これまでの取組により、事業所の管理職に占める女性割合が増加し、固定的な性別役割分担意識に改善傾向が見られるなど、一定の成果を上げていますが、男女の地位の平等感については、多くの分野で男性の方が優遇されていると感じている人の割合が高いなど、依然として解決すべき課題が残されています。

2 基本方針

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指して、各種施策を総合的・計画的に推進します。

(1) 男女が共に活躍できる地域社会づくり

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大など、女性の活躍を推進するとともに、男女が能力を十分に発揮できる職場環境づくりや仕事と生活の調和の実現に向け取り組むことで、男女が共に活躍できる地域社会づくりを進めます。

ア あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参加拡大

女性が持てる力を十分に発揮して社会で活躍できるよう、事業者・団体における女性活躍に向けた取組を促進するとともに、政治・行政、経済、社会など様々な分野における意思決定の場への女性の参画拡大を推進します。

イ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護等を含む生活との二者択一を迫られることのないよう、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた、長時間労働の縮減や多様な働き方が選択できる職場環境の整備促進、子育て・介護の支援体制の充実を図ります。

ウ 地域における男女共同参画の推進

活力ある地域社会づくりに向け、幅広い年代の男女の地域活動への参画支援、農林漁業経営等への女性の参画促進や女性リーダーの育成・支援、防災分野における女性の参画促進に取り組みます。

(2) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で共に参画し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革を進めます。

ア 男女共同参画の推進に向けた意識の改革

県民の男女共同参画への理解促進・意識改革を図るための各種広報媒体による普及啓発、互いの人権を尊重するような教育・啓発の推進、男女がともに仕事と家庭の責任を分かちあえる社会をめざし、男性の家事・育児等への参画促進に取り組みます。

イ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女平等意識の形成に向け、家庭、学校、職場、地域社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進や、国際感覚を備えた人材育成、国際交流団体等への活動支援を行います。

(3) 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

配偶者等からの暴力（DV）や性犯罪・性暴力など男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた取組や、生涯を通じた健康支援、また、ひとり親家庭、高齢者、障害者等への支援に取り組むことで、男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくりを進めます。

ア 男女間における暴力の根絶

暴力のない社会づくりに向け、あらゆる暴力を許さない意識を醸成する教育や啓発活動を推進するとともに、DV被害者の相談から保護、自立に至るまでの切れ目のない支援や、性暴力被害者への被害直後からの総合的な支援を行います。

イ 生涯を通じた男女の健康の支援

男女が人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の保持増進の推進に向け、ライフステージに応じた健康支援や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築、性感染症や飲酒・喫煙等の健康被害に対する正しい知識の普及啓発を行います。

ウ みんなが安心して暮らせる社会づくり

ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や生活、経済的自立に向けた支援、高齢者の多様な社会参加の促進や介護支援体制の充実、障害のある人への理解促進、相談支援体制の整備を図ります。

子どもの問題

1 現状と課題

我が国では、昭和22年（1947年）に「児童福祉法」が、また昭和26年（1951年）に「児童憲章」が制定され、その理念に沿って、次代の社会の担い手である児童の健全育成、児童の福祉の積極的な増進が進められてきました。

平成元年（1989年）に国際連合において採択された「児童の権利に関する条約」は、子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者としても位置付けられています。

また、近年、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策推進法」など、新たな社会課題に対応するための法制面での整備が進んでいます。

本県においても、平成25年（2013年）に「山口県いじめ防止基本方針」を策定（平成29年（2017年）改定）し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進してきました。

さらに、令和5年（2023年）4月には、こども家庭庁が発足するとともに、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」では、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すことが明示され、こども施策を総合的に推進していくこととされています。

こうした中、近年、予想を上回るペースで少子化が進行するとともに、ひとり親家庭の増加や地域での家庭の孤立化などにより、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や地域社会の子どもを育てる力の低下が指摘されるなど、子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。

また、子どもの貧困問題をはじめ、いじめや不登校、ヤングケアラーなど、子どもに関わる社会問題が顕在化し、特に、児童虐待に関しては、事案も深刻化しており、早期発見、早期対応への取組が重要となっています。

本県においては、子どもの権利や利益への配慮も含め、社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを目的として、平成19年（2007年）10月に「子育て文化創造条例」を制定しています。

また、令和2年（2020年）3月に、「子育て文化創造条例」の規定に基づく計画として、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」を策定し、社会全体で子どもと子育て家庭をやさしく包み、次世代を担う全ての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指す「みんなで子育て応援山口県」を推進しています。

2 基本方針

より子どもの立場に立って、子どもを大切にしたい県づくりを推進するという基本方針のもとに、次のような施策を推進します。

(1) 子どもの立場の尊重

- ア 子どもの権利を擁護するため、「児童の権利に関する条約」の趣旨等について、さまざまな機会をとらえて普及啓発を図ります。
- イ 児童虐待やいじめなどの子どもの人権侵害の根絶に努めるとともに、「児童の権利ノート」の配布などを通じて、子どもの人権を尊重した社会の形成についての意識啓発に努めます。
- ウ 家庭、地域、職場、学校などが一体となって、子どもの視点に立った「子育て文化」を形成するための気運の醸成に努めます。
- エ 教職員の子どもに対するセクシュアル・ハラスメントや体罰を含む不適切な言動の根絶に努めるとともに、子どもが安全な学校生活を送れるよう、教職員の人権意識のより一層の高揚に努めます。
- オ 家庭、地域、学校などが一体となって、子どもを見守る体制の充実を図り、学校、保育所等における子どもの安全確保に努めます。
- カ こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じます。

(2) 子どもを守る地域ネットワークの機能強化

- ア 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を図るため、相談窓口を周知する等、市町に対する支援の充実を図るとともに、児童相談所を中心とした保健・医療・福祉・教育・警察など関係機関とのネットワークの形成を強化し、児童の保護に関する相談や児童及び家庭への対応の充実強化を図ります。
- イ 児童相談所における保護者へのカウンセリングの実施や児童養護施設等への心理療法職員の配置、被虐待児に対する心のケアを行う職員の配置などにより、児童の保護と家庭支援の充実を図ります。
- ウ 児童相談所への児童家庭アドバイザーの配置や主任児童委員等に対する専門研修の実施、市町レベルによる要保護児童対策地域協議会の設置などを通じて、きめ細かな相談支援活動の実施を図ります。
- エ 「児童虐待防止推進月間」（11月）の設定などによる、児童虐待の未然防止や県民の通告義務などに関して普及・啓発の充実を図ります。

(3) 相談・支援体制の充実

- ア 児童福祉法の改正を踏まえ、市町における児童福祉や母子保健に関する包括的な相談支援等を受けられる体制の整備を支援するとともに、児童相談所においては困難事例等への専門的対応を行うなど、適切な相談体制の充実を図ります。
- イ 子育てなどに関して夜間や休日においても電話相談など県民が利用しやすい相談体制を整備するとともに、研修の実施などにより専門的な相談・支援体制の充実強化を図ります。
- ウ 教職員が子どもの悩みやストレスを的確に受け止め、いじめや暴力行為等の問題行

動を未然に防止するとともに、その被害児童生徒に対する心のケアのため、学校における教育相談体制の充実を図ります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーを活用し、生徒指導・教育相談に関する教職員の専門性の強化を図り、きめ細かな相談・支援を進めます。

エ 学校だけでは解決困難な問題行動や児童生徒を取り巻く重大な事件・事故が発生した場合、教育委員会・関係機関等の専門家で編成するサポートチームを派遣し、緊急対応や継続的な対応のための人的支援を行います。

オ ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるための連携体制の整備を進めます。

高齢者問題

1 現状と課題

本県の高齢化率は、令和4年（2022年）には35.2%と全国（29.0%）よりも6.2ポイント高い水準となっており、全国に先行して高齢化が進んでいます。

また、高齢者人口は、令和2年（2020年）の46万5千人をピークに緩やかに減少に転じるものの、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）の減少が大きいことから、令和22年（2040年）には高齢化率が40.0%となり、今後一層の高齢化が進むことが予測されています。

こうした高齢化の進行に伴い、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の一層の増加が見込まれており、高齢者の権利擁護への要請の高まりなど、高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの基盤強化をはじめ、社会的な支援システムの整備・充実を図ることが必要です。

こうした高齢者施策を計画的に推進し、生涯にわたり、だれもが健康でいきいきと活躍し、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し、安心して暮らせるよう、令和6年（2024年）に「やまぐち高齢者プラン」を策定しました。

2 基本方針

「だれもが生涯にわたり、住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる社会づくり」を基本目標として、次のような基本的方向に沿って、高齢者施策を総合的に推進します。

(1) 介護サービスの充実

ア 高齢者が長期にわたって連続的にサービスを利用できるよう、居宅と施設・居住系の両サービスのバランスのとれた提供体制の整備を進めます。

イ 高齢者と施設・事業者との契約により提供される介護サービスの利用に関し利用者が適切に選択できるよう、「介護サービス情報の公表」制度の普及啓発などを進めるとともに、相談体制や苦情処理体制の充実に努めます。

ウ 介護サービスの質の向上に向けて、サービス従事者への人権教育を進めるとともに、事業者自らによるサービスの「自己評価」や「第三者評価」の推進を図ります。

エ 介護保険施設等における身体拘束のないケアの実現に向けて、普及啓発や専門家チームの相談・支援の充実を図るとともに、施設において課題や改善方法等についてきめ細かく把握し、主体的な取組の牽引者となる人材の養成研修を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進

ア 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの基盤を強化するため、地域の連携体制の強化を図ります。

イ 高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、地域全体で支え合う体制づくりや高齢者居住関係施設の整備・充実など、ハード・ソフト両面にわたる基盤づくりを推進します。

ウ 高齢期になっても元気で生きがいのある生活が送れるよう、生涯を通じた健康づく

りや介護予防や重度化防止に係る市町の取組を支援します。

エ 高齢者等を狙った悪質商法の被害拡大や消費者トラブルの増加が懸念されることを踏まえ、山口県消費者基本計画（第4次改定版）に基づき、消費生活相談の充実や事業者団体等との連携、地域における見守り活動を促進し、高齢者等の消費者被害の未然防止に努めます。

オ 高齢者虐待のない地域づくりに向けて、「高齢者虐待防止・養護者支援法」に沿って、法の趣旨の普及啓発を図るとともに、市町における虐待の発見から支援までの仕組みづくりを支援します。

カ 認知症など判断能力が十分でない高齢者が地域で安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業により福祉サービスの利用援助等を支援します。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、市町の相談支援体制の機能強化を図ることにより成年後見制度の利用を促進します。

キ 認知症に対する正しい理解を促進するとともに、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

ア 高齢者が地域社会の一員として、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、その豊かな知識や経験、技能等を活かして、住民相互の支援活動を行うなど、地域を支える担い手として積極的に社会参画することを促進し、その活力を地域づくりに活かす取組を推進します。

イ 高齢になっても、なお活動的な生活を送れるよう、壮年期からの健康的な生活習慣の確立や維持に向けて、身近なところで健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを推進します。

(4) 世代間の相互理解と交流の促進

高齢者のコミュニティ・スクールでの活動など、世代間の相互理解と交流を促進することにより、子どもが高齢者を身近に感じる環境づくりを進め、優しさと思いやりの心を培っていきます。

障害者問題

1 現状と課題

完全参加と平等をテーマとした国際障害者年（昭和56年（1981年））などを契機として、さまざまな施策が進められ、障害のある人もない人もお互いに助け合い、共に平等に社会の一員として生活し、活動するという「ノーマライゼーション」の考え方も次第に定着してきています。

国においては、平成19年（2007年）に障害者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」に署名し、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定等の一連の国内法の整備を経て、平成26年（2014年）に条約を批准しました。

本県においても、令和6年（2024年）に策定した「やまぐち障害者いきいきプラン」に基づき、基本理念である「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指し、「自己決定の尊重と意思決定支援」、「社会的障壁の除去」、「情報アクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的・分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「総合的かつ計画的な取組の推進」を基本的視点として、諸施策を策定・推進しています。

また、令和4年（2022年）に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」を制定し、より一層の障害理解や共生社会の実現に向けた取組を推進しているところです。

しかしながら、日常生活はもとより、社会参加、働く場の確保など障害のある人を取り巻く社会環境には、未ださまざまな障壁（バリア）があります。

また、障害のある人に対する誤った認識や偏見・差別も依然として残っており、これらさまざまな障壁を取り除き（バリアフリー）、障害のある人が地域の中で安心して暮らす権利を守ることが必要です。

障害のある人は、特別の存在ではなく、障害のない人と同じ自立した主体的存在です。地域で協働して支え合い、社会全体で、障害のある人の自立を支援し、社会参加と生きがいづくりを一層進めていく必要があります。

2 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障害への理解を深め、共に生きる社会の実現」「自立生活を支える基盤整備」「地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備」「自立と社会参加に向けた雇用・就労促進」「個性と能力を發揮できる教育・社会参加」の施策体系に基づいて、市町や関係団体と連携しながら、障害者福祉施策を総合的かつ積極的に推進します。

(1) 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現

ア 障害理解を進めるため、県民運動として取り組んでいる「あいサポート運動」の一層の推進や、障害のある人とない人との交流機会の拡大を図ります。

イ 「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり

条例」に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や障害のある人に対する合理的配慮の提供への理解を進めるなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。

ウ 障害のある人に対する虐待防止を推進するため、虐待禁止等について理解促進を図るとともに、関係機関と連携し、障害者虐待に関する相談、早期発見及び早期対応、事後の適切な支援が図られるよう努めます。

(2) 自立生活を支える基盤整備

ア 障害のある子どもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、身近な地域で切れ目ない支援を受けられる体制の整備に努めます。

イ 障害のある人の身近な地域における相談支援体制を充実させるとともに、広域的・専門的な相談支援機関と地域の相談支援機関との連携を強化します。

ウ 障害のある人が、各々のライフステージに応じた障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービス体制の整備に努めます。

(3) 地域で共に暮らせる、住みよい生活環境の整備

ア 障害のある人が、希望する地域で、自立した生活を営むことができるよう、地域生活への移行を推進するとともに、地域定着のための支援を行います。

イ 障害のある人等が自らの意思で自由に行動し、平等に参加できる「福祉のまちづくり」を推進するため、ユニバーサルデザインの理念を踏まえた、施設・移動しやすい環境の整備を行います。

ウ 障害のある人が必要とする情報へのアクセシビリティの向上が図られるよう努めるとともに、障害のある人が円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実に努めます。

(4) 自立と社会参加に向けた雇用・就労支援

ア 就業面、生活面の一体的支援を行う障害者就業・生活支援センターの活動の充実に図り、障害のある人への相談支援を実施し就労を促進するとともに、関係機関と連携し、職場での定着が図られるよう支援します。

イ 就労継続支援事業所等の利用者が、地域生活に必要な工賃水準を確保できるよう、各事業所における工賃水準向上の取組を進めます。

ウ 労働局等の関係機関と連携して県民や企業に対する普及啓発等を行い、障害者雇用を促進します。

(5) 個性と能力を発揮できる教育・社会参加

ア スポーツや文化芸術活動など障害のある人の社会参加の機会の拡充を図るとともに、スポーツや文化芸術活動を通じた障害のある人とない人との交流機会の拡充に努めます。

イ 障害のある幼児児童生徒がきめ細かな指導や切れ目ない支援により、自己の持つ力や可能性を最大限に伸ばすことのできる体制の充実に努めるとともに、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進します。

同和問題

1 現状と課題

本県においては、同和問題の早期解決を県政の重要施策として位置付け、山口県部落問題対策審議会（県部対審：昭和29年（1954年）設置）の意見を聞きながら、市町村及び関係団体等との連携を図り、県民をはじめ関係者の理解と協力を得て、一体性や公平性に留意し、同和対策事業に総合的、計画的に取り組んできました。

このような状況の中で、平成10年（1998年）7月には、県部対審から、特別措置法の失効に向けた「山口県における今後の同和行政のあり方」についての答申を受け、その後、この答申に沿った取組を行ってきました。

その結果、生活環境等の整備が進み、関係住民の生活水準も向上するなど、いわゆる実態的差別の解消は大きく前進しました。

また、教育・啓発活動の推進により、県民の同和問題に対する理解も深まり、成果は全体的には着実に上がったとの認識により、国の特別対策の終了に合わせ、平成14年（2002年）3月をもって同和問題解決のための特別対策については終了しました。

こうした状況を踏まえ、県部対審については、平成17年（2005年）9月、「山口県における同和行政・教育のまとめ」が県部対審において了承され、審議会としての役割を終えたことから、平成17年（2005年）12月に廃止しました。

以後、同和問題は人権に関わる課題の一つとして捉え、市町、関係団体の協力を得て、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をめざして、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立った教育・啓発活動を推進しているところです。

こうした中、国において、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28年（2016年）12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が制定されました。

同法においては、国との適切な役割分担の下、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るとともに、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めることが求められています。

また、国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとされています。

2 基本方針

同和問題の早期解決を図るための特別対策を終了して以降、施策の推進に当たっては、人権問題という本質から捉えた施策を講じることとしており、教育・啓発の推進に当たっては、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、県民一人ひとりの人権の尊重をめざすという視点に立って、必要な施策を実施します。

また、部落差別解消推進法及び附帯決議を踏まえながら、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担の下、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めます。

○人権尊重の視点に立った教育・啓発の推進

これまでの教育・啓発活動の推進により、県民の同和問題についての理解が深まり、人権意識の高揚を図る上で多くの成果が上がったとの認識の下、基本的人権を尊重するという視点に立った人権諸施策を積極的に推進するという方向に沿って、教育・啓発活動を推進します。

また、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めます。

(1) 教育の推進

日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、これまでの同和教育の取組の成果と手法への評価を十分に踏まえ、基本的人権を尊重していくための教育を推進します。

(2) 啓発の推進

県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう、市町や関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った、広報や研修等幅広い活動を推進します。

○相談体制の充実

国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めます。

外国人問題

1 現状と課題

国では、深刻化する人手不足等を背景に、平成30年（2018年）以降、外国人材の受入れ・共生に向けた取組を充実させており、外国人住民の増加・多国籍化が全国的に進んでいます。本県においても、外国人住民数が、令和5年（2023年）末時点で1万9千人を超えるなど増加傾向にあり、併せて多国籍化も進んでいます。

また、近年では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となり、ヘイトスピーチの解消を目的として、平成28年（2016年）6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。

このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生による地域づくり」の重要性が高まっています。

本県では、様々な背景を持つ外国人を含む全ての県民が、豊かさを感じながら安全に安心して暮らすことができる地域づくりに加えて、日本人と外国人がこれからの山口県を共に創る一員として共に活躍することができる、多様性に富んだ地域づくりに取り組む必要があります。

2 基本方針

本県では、「日本人と外国人が、お互いを尊重しながら、共に地域を創る一員として活躍することで、全ての県民が豊かに安心して暮らすことができる山口県」を基本理念に掲げ、県内の市町や関係機関等と連携し、多文化共生社会の実現に向けて施策を推進することとしています。

そのために、外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる地域づくりを進めることが重要であると考えており、多文化共生の意識醸成と相互理解、地域における日本語教育、豊かに安心して暮らしつづけることができる地域づくりを促進するとともに、児童生徒の国際理解及び外国人児童生徒の教育の充実などに取り組みます。

(1) 多文化共生の意識啓発と相互理解の促進

市町や県国際交流協会等とも連携し、地域住民や企業等に対し、多文化共生の意識啓発を進めるとともに、偏見や差別意識を解消し、多様性を受け入れ共に生きていく「多文化共生」への理解を深める相互交流の場づくりを促進します。

(2) 地域における日本語教育の推進等

日本語教育の推進に関する法律の趣旨に鑑み、外国人が生活状況やライフステージに応じて必要な日本語能力を身に付け、地域住民と共に円滑に生活を営むことができるよう、地域における日本語教育を推進します。

また、相手に配慮した分かりやすい日本語である「やさしい日本語」の普及啓発に努めます。

(3) 豊かに安心して暮らしつづけることができる地域づくりの促進

誰もが、豊かさを感じながら安全に安心して生活することができるよう、多言語による行政情報の提供、相談体制の充実、働きやすい就労環境の整備、災害・防災や生活（医療・保健・子育て・福祉・住宅）に関する支援の充実などに取り組みます。

(4) 児童生徒の国際理解教育及び外国人児童生徒の教育の充実

学校においては、帰国児童生徒や外国人児童生徒等と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする態度を育成する教育の充実を図ります。

また、日本語指導を必要とする児童生徒に対しては、民間の関係団体等と連携して日本語教育サポートを行うなど、支援の充実に努めます。

罪や非行を犯した人の問題

1 現状と課題

罪や非行を犯した人に対する偏見・差別は根強く、就労や住居の確保等、社会復帰を目指す人たちにとって、厳しい状況にあります。こうした人たちが、地域社会の一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、地域社会の理解と協力が必要です。

このため、平成28年（2016年）12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、県では「山口県再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の取組を推進してきました。

同計画の期間中、本県の刑法犯の認知件数は減少し、令和3年（2021年）には、戦後最少の約3,900件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は約50%に及んでおり、立ち直ろうとする人を支援し、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

県では、こうした現状を踏まえ、令和6年（2024年）3月に「第二次山口県再犯防止推進計画」を策定し、更なる再犯防止の取組を推進することとしています。

2 基本方針

罪を犯した人等が立ち直り、再び地域社会の一員として、共に暮らすことができる、安心・安全な地域共生社会の実現に向け、次のような取組を推進します。

(1) 就労・住居の確保

生活の安定のための就労と住居の確保に取り組みます。

(2) 保健医療・福祉的支援

高齢者や障害がある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、円滑な社会復帰や再犯の防止に向けた広域・専門的な支援等に取り組みます。

(3) 非行の防止と修学支援

家庭、学校、地域との緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進します。

(4) 関係機関・団体等との連携強化

市町や更生保護・非行防止の取組を支える保護司等民間協力者とのネットワークを構築し、連携を強化します。

(5) 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について、広く県民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を目指します。

犯罪被害者と家族の問題

1 現状と課題

犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた人及びその家族又は遺族）は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった直接的被害だけでなく、事件に遭ったことで精神的被害を受け、その後の日常生活に支障をきたしたり、医療費の負担や失職等によって経済的に困窮する場合があります。また、捜査や裁判の過程で精神的苦痛や時間的負担を感じたり、さらにはインターネット等を通じて行われる誹謗中傷等による名誉の棄損、報道機関による過剰な取材等から受ける私生活の平穩の侵害等から深刻なストレスを受けるなど、被害後に生じるさまざまな二次的被害を受けて、苦しんでいます。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「犯罪被害者等基本法」を平成16年（2004年）に制定し、翌年、犯罪被害者等に対する権利侵害を救済する具体的施策等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定し、令和3年（2021年）には「第4次犯罪被害者等基本計画」を公表しました。

こうした中、県内では依然として凶悪な事件が発生しているほか、潜在化するDVやストーカー被害、児童虐待といった問題や、犯罪被害者等のプライバシーの保護、SNSの普及による誤った情報の拡散など、新たな問題も生じています。

このような状況を踏まえ、県は、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会づくりを一層推進していくため、令和3年（2021年）に「山口県犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同年10月に「山口県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等の権利利益を保護し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しています。

2 基本方針

「山口県犯罪被害者等支援推進計画」では、国の基本計画及び犯罪被害者等やその支援に携わる方からの意見・要望を踏まえ、次の4つの基本方針に沿って各種取組を推進しています。

(1) 損害回復・経済的支援

犯罪被害者等が直面する経済的な困難を打開するため、犯罪被害者等支援を直接の目的とした制度のみならず、様々な支援制度を活用することにより、犯罪被害者等の損害を回復し、犯罪被害者等を経済的に支援するための取組を進めます。

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等が受ける精神的・身体的被害を回復・軽減し、また未然に防止するための取組を推進します。

とりわけ、性犯罪・性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことや、児童虐待やDV、ストーカー事案は、繰り返し行われて被害が深刻化することが少なくないことから、被害を防止するための対策を強化するとともに、相談につながりやすく、適切に支援が受けられるようにするた

めの取組の充実を図ります。

また、犯罪被害者等に関する情報の保護に努めるなど、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷や報道機関による過剰な取材等から受ける二次的被害の防止に取り組みます。

(3) 支援等のための体制整備

関係する相談窓口等において専門的な知識・経験に基づくきめ細やかな対応のできる体制づくりを進めるとともに、関係機関・団体等が連携・協働して重層的な支援を行うことができる体制の構築を進めます。

(4) 県民の理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性等について、「犯罪被害理解促進期間」における集中的な広報啓発に取り組むとともに、様々な機会や媒体を活用して、年間を通じた広報啓発に取り組みます。

環境問題

1 現状と課題

人類が生存できる地球環境を保全することは、「人間が人間らしく幸せに生きていく」ことに繋がっており、人権と密接に関わっています。

地球上のあらゆる人々の人権に配慮し、多様な人々と共存する社会が求められている中、県民一人ひとりが地球環境についての現状や課題について、正しい理解と認識を深めることが必要となってきました。

本県では、現在及び将来の県民すべてが健康で文化的な生活を営む上で必要とする潤いと安らぎのある快適な環境の保全と創造を目指すため、平成7年（1995年）に「山口県環境基本条例」を制定するとともに、平成10年（1998年）に「山口県環境基本計画」を策定（令和3年（2021年）改定）し、環境に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

こうした中、近年、地球温暖化を要因とする気候変動や生態系への影響、マイクロプラスチック等による海洋ごみ問題など、地球規模での新たな課題が顕在化しています。

こうした環境を巡る新たな課題に的確に対応しながら、環境・経済・社会が調和する持続可能な社会の構築に向けた取組を推進していく必要があります。

2 基本方針

「山口県環境基本計画」に掲げる「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を基本目標として、次の3つの基本方針に沿って、環境施策を総合的に推進します。

(1) 健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための脱炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球規模の環境問題として直面している地球温暖化による気候変動、食品ロスや海洋ごみの増大、生物多様性の保全などの課題を克服し、環境と経済・社会が調和する脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会を構築していくことが重要であることから、「気候変動対策の推進」、「循環型社会の形成」、「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」に向けた取組を推進します。

(2) 県民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

有害化学物質や、不法投棄された廃棄物等からの人の健康や生活、生態系を守ることの重要性が再認識されている今日において、県民の健康と生活環境を守り、現代及び将来の世代が健全で豊かな環境の恩恵を受け続けることができるよう、「生活環境の保全」に向けた取組を推進します。

(3) 「持続可能なやまぐち」を実現する人づくり・地域づくり

「持続可能なやまぐち」を実現するためには、県民、NPO等民間団体、事業者、大学・研究機関、行政などの地域社会を構成するすべての主体が、自主的かつ積極的に、また、互いに連携・協働しながら、環境に配慮した行動を実践し、持続可能な地域を形成していくことが重要であることから、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「やまぐちの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進」に向けた取組を推進します。

インターネットにおける問題

1 現状と課題

インターネットの普及により情報の収集・発信の利便性は大きく向上しましたが、反面、その匿名性を悪用し、ホームページやSNSに個人や集団を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載等の人権侵害が増加しています。

こうした状況を踏まえ、国においては、被害者救済の観点から、平成14年（2002年）に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、インターネット上での情報の流通によって権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めました。

さらに、令和3年（2021年）に同法を改正し、より円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続を創設するなどの見直しを行いました。

また、令和4年（2022年）には、インターネット上の誹謗・中傷が特に社会問題となっていることを契機として、実態への対処及び抑止対策として、侮辱罪の法定刑の引き上げを行いました。

一方、プロバイダ業界においても、平成14年の「プロバイダ責任制限法」の施行に併せて、削除要請の手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を作成し、平成19年（2007年）には、発信者情報の開示請求手続や判断基準をまとめた「プロバイダ責任制限法発信者情報開示関係ガイドライン」を定めるなどの取組を行っています。

さらに、平成21年（2009年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、国及び自治体にインターネットの適切な利用に関する教育の推進を義務付けるとともに、有害情報フィルタリングサービスの利用を普及していくこととなり、平成30年（2018年）には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、より一層のフィルタリングの普及促進が図られました。

2 基本方針

インターネットをめぐるさまざまな問題に対応するため、山口地方法務局などの関係機関とも連携を図りながら、次のような取組を推進します。

(1) 相談・支援体制の充実

児童生徒やその保護者等からの相談に的確に対応するため、子どもと親のサポートセンターのインターネット関連問題等に係る専門相談の機能や、SNS等を活用した相談体制等を充実・強化するとともに県民への一層の周知を図ります。

また、誹謗中傷に関する幅広い相談に対しては、山口地方法務局や総務省の違法・有害情報相談センター等と連携し、適切に対応するほか、改正プロバイダ責任制限法に基づく国の取組を注視しながら、的確な情報提供などの支援に努めます。

(2) 啓発活動の推進

県民一人ひとりが、インターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身に付け、マナーやルールを守ってインターネットやSNS等の活用ができるよう啓発活動を推進します。

(3) 情報モラル教育の推進

学校において、1人1台タブレット端末等やスマートフォンの利用上のルールや情報モラルについての教育の充実を図り、情報社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。また、保護者に対して、児童生徒が使用するパソコンやスマートフォンにおけるフィルタリングサービスの利用や家庭でのルール作り等、児童生徒の心身の成長の過程に応じたインターネットやSNS等の利用の適切な管理についての普及啓発に努めます。

プライバシーの保護

プライバシーを巡る問題は、基本的人権に関わる重要な問題であり、個人に関する情報は最大限に保護される必要があることから、国においては、平成15年（2003年）に「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

本県においても、令和3年（2021年）の法改正により、法が直接適用されることとなり、令和4年（2022年）に、法の施行について必要な事項を定めるため「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、県の機関は、同条例第5条に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、山口県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとするなど、個人情報の保護を図っています。

拉致問題

1 現状と課題

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発し、現在、17人が政府によって拉致被害者として認定されています。

平成14年（2002年）9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から納得のいく説明はありません。

本県には、拉致の可能性を排除できない方々が11人おられ、長い年月が経過する中で、被害者やその御家族は高齢となられており、拉致問題の早期解決が強く望まれています。

拉致問題は、我が国の国家主権及び国民の生命と安全に関わる喫緊の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

2 基本方針

- (1) 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、国や市町、関係機関と密接に連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する世論の喚起・啓発を図ります。
- (2) 広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）に、市町と連携しながら、啓発事業を実施します。
- (3) 啓発に当たっては、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせや差別などの二次的被害が生じないよう配慮します。

インフォームド・コンセントの推進

医療行為の過程で、医療従事者は、患者の立場を尊重して患者に対する情報提供を十分に行い、患者の理解や同意のもとに検査や治療を行うことが重要です。

このため、特に、入院患者に対しては、入院の原因となった傷病名や主要な症状、治療に関する計画等を記載した書面を作成し、入院患者・家族への交付及び適切な説明が行われるようにすることとされています。

今後とも、十分な患者への説明・診療情報の提供により、患者の理解と同意のもとに検査や治療を行うインフォームド・コンセントが一層推進され、安心して治療が受けられるよう、医療従事者への指導等を行い、医療従事者と患者との信頼関係に基づく適切な医療の確保に努めます。

感染症の問題

1 現状と課題

H I V感染やA I D S（後天性免疫不全症候群）、O 1 5 7などの感染症については、病気に対する正しい知識の普及が不十分で、そのことによって依然として感染者・患者等に対する偏見や差別が存在しています。また、近年では、新型コロナウイルス感染症への様々な差別的取扱いが報告されるなど、新興感染症への対応も課題となっています。

平成11年（1999年）に、感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、また、令和3年（2021年）には、新型インフルエンザ等に関する偏見や差別を防止するための規定を設けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法を一部改正する法律」が施行されました。

これらも踏まえ、今後も、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭においた対策を推進していく必要があります。

2 基本方針

感染症などの正しい知識の普及啓発を図り、人権尊重を念頭においた総合的な施策を推進します。

(1) H I V感染者やA I D S患者等に対する偏見や差別の解消に努めるための正しい知識の普及啓発の推進

治療法の進歩によりH I V感染者の予後が改善され、感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりA I D Sの発症や他者への感染を防ぐことができるとともに、H I Vに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。

しかし、現状は正確な情報が十分に伝わっているとは言えず、偏見や差別の意識を払拭していかなければなりません。

学校教育や世界エイズデーなどにおいて、H I V感染及びA I D Sに対する正しい知識の普及啓発を推進します。

また、自覚症状のない感染者に対しての検査受診に向けた普及啓発活動と相談・検査体制の充実を図るとともに、福祉対策を推進します。

治療については、患者の人権を尊重するという立場に立って、医療体制の充実を図ります。

(2) O 1 5 7など感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進

感染症に対する偏見や差別の解消のため、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、健康危機管理の観点からの迅速かつ確な対応と患者個人の意思や人権尊重を基本とする感染症対策を推進します。

とりわけ、新興感染症の発生・まん延時においては、患者等に対する差別的取扱いを防止するため、国や関係機関等と連携し、新興感染症についての情報収集や迅速かつ正確な情報発信等を通じて、正しい知識の普及啓発に取り組みます。

ハンセン病問題

1 現状と課題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌の感染症ですが、感染力は弱く、感染し発病することは極めてまれです。（令和4年（2022年）の全国新規発生患者数（日本人）は0人。）また、今では、たとえ発病しても有効な治療薬により通院治療で完治します。

しかし、わが国のハンセン病対策は、「らい予防法」が廃止されるまで、患者の療養所への強制隔離という政策がとられたため、「怖い病気」として人々に定着し、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

平成21年（2009年）4月1日には、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るために、新たに「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

また、令和元年（2019年）11月22日に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「法」という。）」が公布・施行されました。法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

こうした法の趣旨に基づき、対象となるハンセン病元患者の御家族の方々に、令和6年（2024年）11月21日まで補償金を支給しています。ハンセン病患者・元患者とその家族等への偏見や差別の解消をさらに推し進め、人権が尊重される社会を実現していくため、県民一人ひとりがハンセン病を正しく理解することが求められています。

2 基本方針

国の「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」における施策提言（令和5年（2023年）3月）などを踏まえ、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や福祉対策等のさらなる推進に努めます。

- (1) ハンセン病患者・元患者とその家族等への偏見や差別の解消のため、他都道府県の取組を情報収集し、より良い方法を検討し、ハンセン病療養所入所者（県出身者）との交流事業や教職員の研修や各種イベントなど、市町と連携し、あらゆる機会を通じてハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を推進します。
- (2) 療養所入所者の里帰り事業、療養所への訪問事業、療養所退所者の社会復帰支援等において、市町等と連携しながら福祉対策を充実します。

性の多様性に関する問題

1 現状と課題

性のあり方には、大きく分けて「生物学的性」、「割り当てられた性」、「性的指向」、「性自認／ジェンダーアイデンティティ」、「性表現」の5つの要素があり、それぞれの組み合わせによって、多様な性が形作られています。

「LGBT」は、多様な性をあらわす言葉のうち、代表的な性的マイノリティの頭文字を組み合わせた言葉で、性的マイノリティを総称する言葉としても使われています。

LGBTをめぐる動きとして、レズビアン、ゲイなどの同性愛者は、過去には病気とされていた時期もありましたが、平成2年（1990年）にWHO（世界保健機関）が国際疾病分類から同性愛を除外し、治療対象ではなくなっています。

また、トランスジェンダーについては、令和4年（2022年）に、国際疾病分類での名称が「性同一性障害」から「性別不合（出生時に割り当てられた性と実感する性別とが一致しない状態）」に名称変更されるとともに、分類も「精神疾患」から「性の健康に関する状態」に変更され、病気や障害ではなくなっています。

なお、平成16年（2004年）には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行により、一定の要件を満たすことで、性別の取扱いの変更が可能となりました。

令和2年（2020年）には、「労働施策総合推進法」の改正（パワハラ防止法）により、性的指向・性自認に関する侮蔑的言動や、アウティング（本人の了解なく性的指向・性自認を他人に教えること）がパワハラに該当するものとされ、防止策を講ずることが事業主の義務となりました。

令和5年（2023年）には、性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）が施行されました。

このように、LGBTを巡る社会的な動きが進んできたことから、性の多様性への関心や認知度は、県内でも高まっています。

しかしながら、LGBTをはじめとした性的マイノリティの人々が実際に直面している困難は周囲に見えづらいことから、県民の理解や配慮は進みにくく、精神的な苦痛を感じるとともに、就職や住宅を借りる際など、社会生活を送る上でも様々な困難に直面しています。

2 基本方針

LGBTなど性的マイノリティの人々への偏見や差別はあってはならず、多様性を認め、それぞれの生き方が尊重される社会を構築することが重要であることから、性の多様性に寛容な社会の実現を目的とする「LGBT理解増進法」の基本理念にのっとり、性的マイノリティの人々への正しい理解と認識を深め、性の多様性を認め合う意識が醸成されるよう、県民の理解増進に向けた普及・啓発に努めます。